

予算特別委員会会議録（第2号）

○会 議 月 日 令和5年3月8日（水曜日）

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

○出 席 委 員（8名）

委 員 長	柿 崎 裕 二 君		
副 委 員 長	吉 田 勉 君		
委 員	小 鹿 重 一 君	川 崎 憲 二 君	
	久 慈 省 悟 君	森 弘 美 君	
	坂 本 豊 君	木 村 修 君	

○欠 席 委 員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	高 田 一 憲 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 亮 君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 孝 治 君
-------------	-----------

○会議に付した事件

1. 令和5年度蓬田村各特別会計歳入歳出予算案（説明）
 2. 議案第12号 令和5年度蓬田村一般会計予算案
 3. 議案第13号 令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
 4. 議案第14号 令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
 5. 議案第15号 令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
 6. 議案第16号 令和5年度蓬田村介護保険特別会計予算案
 7. 議案第17号 令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
-

○議事の経過概要

午前9時45分 開会

○柿崎委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより本会議を開きます。

● 令和5年度蓬田村各特別会計歳入歳出予算案（説明）

○柿崎委員長 議案第13号令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計予算（案）を議題といたします。

○木村教育課長 議案第13号、令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計予算。

令和5年度蓬田村の学校給食センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,020万4,000円と定める。

5ページをお開き願います。

歳入になります。

上段、1款1項1目給食収入1節給食収入190万6,000円を計上してございます。昨年と比べておおむね600万円ほどの減額をしてございますが、これは令和5年度より給食の無償化を実施するもので、先生と職員の分を計上してございます。

中段、2款1項1目1節繰入金2,828万7,000円を計上してございます。内訳は一般会計繰入金1,919万9,000円。これは人件費などの経費。その下、一般会計給食費繰入金908万8,000円。これが児童生徒の給食費に充てるものでございます。

6ページをお開き願います。

ここからは歳出になりますが、主に増額したものは、中段の1款1項1目10節需用費の⑥修繕料238万3,000円を計上してございます。これは小破修繕料60万円のほかに、包丁研磨やスチームコンベンションのカルキ除去13万円ほどが、これは例年どおり。新規として、真空冷却機オーバーホールとして43万4,000円を計上してございます。また、保健所から指摘を受けました、床や壁の補修。これ121万円ほどを計上してございます。その他については、昨年並みで計上してございます。

説明は以上です。

○柿崎委員長 次に、議案第14号令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容説明を求めます。住民課長。

○佐藤住民課長 議案第14号、令和5年度蓬田村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,279万4,000円と定めるものでございます。

7ページをお開き願います。

歳入について説明します。

1款1項国民健康保険税9,778万2,000円を計上しております。医療費給付費現年課税分、後期高齢者支援分現年課税分、介護納付金現年課税分等を試算し、また、ホタテガイの稚貝の育成が思わしくないため、昨年より1,200万円ほど減額しております。現年分では95.7%、滞納分は20%の徴収率を見込んでおります。

8ページをお開き願います。

中段になります。4款1項県補助金3億1,646万5,000円を計上しております。普通交付金の療養給付費は、病気やけがなどで治療を要した費用、一部負担を除いた額や手術などで高額に医療費がかかって限度額を超えた部分を補う費用となっております。

2節の保険者努力支援分では、主にジェネリック医薬品の普及や多受診、多剤投与の指導など、また、特別調整交付金では、県や国保連のデータから糖尿病重症化予防や保健師による訪問で未受診への受診勧奨訪問などを実施する予定です。

その下、県繰入金2号分ですけれども、40歳から64歳までの人が対象です。一般被保険者給付費や保険税減免、医療適正化などに充当しております。

特定健診審査等の負担金100万円は、生活習慣予防で特定健診等の委託料に充ててお

ります。受診率の向上を目指したいと思っております。

9 ページ中段をお開き願います。

6 款 1 項他会計繰入金5,752万3,000円を計上しております。介護保険や後期高齢者医療にも繰入れしていて、基盤安定では保険税軽減分、県4分の3、村4分の1で、7割軽減が220名の940万円。5割軽減が130名の338万7,000円。2割軽減が120名の131万3,000円で、合計1,410万円。保険者支援分国補助金が国2分の1、県、村4分の1で、基盤安定の保険者支援分軽減7割が220名の434万円。5割軽減が130名の240万4,000円。2割軽減が120万円の205万6,000円で、合計が880万円と軽減しております。

出産育児一時金繰入金は3名としております。50万円掛ける3名掛ける補助率が3分の2となっております。

財政安定化支援事業では100万円を増額をし、300万円としております。保険者の特別の事情などの考慮、万が一の保険税対応と考えております。

その下の未就学児均等割保険料負担金繰入金24万円は、6歳に達する以後の3月31日までに当たる人の均等割額の2分の1を軽減します。18世帯の22名分を想定しています。続きまして、12ページ、下段をお願いします。

1 款 1 項 1 目13節国民健康保険システム賃借料306万円を計上しております。25万5,000円掛ける12月分、住基情報と連動し資格や給付、診療報酬明細書の確認、各交付金等の調書の申請や国保などが対象となっております。

14ページ下段から15ページをお願いします。

2 款 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費 2 億6,400万円から、5 目審査支払い手数料183万7,000円まで合わせて2億6,643万9,000円を計上しております。概算で2,200万円掛ける12月分を見ております。

続きまして、15ページ下段から16ページになります。

2 款 2 項高額療養費、一般被保険者高額療養費4,080万円から、次のページの退職被保険者等高額介護合算療養費1,000円まで、合わせて4,085万2,000円を計上しております。概算で340万円掛ける12月分を見込んでおります。

19ページ下段から20ページをお願いします。

5 款 1 項保健事業費 1 目保健衛生給付費522万6,000円と、2 目医療費適正化対策費39万4,000円、合わせて557万5,000円を計上しております。

19ページの2節委託料114万4,000円は、特定健診未受診者対策業務委託料として、5

年度分は7月に600名の分を見込んでおります。

20ページ。

保健事業の中で第3期データヘルス計画や、第4期特定健診審査実施計画策定業務委託料、令和6年から11年の5か年を299万1,000円を計上しております。

その他、2款、3款、5款から8款の使用料及び手数料や国庫支出金、諸収入関係などの歳入予算は、歳出予算の充実に充てております。

説明は以上となります。

○柿崎委員長 次に、議案第15号令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○稲葉建設課長 議案第15号、令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案。

令和5年度蓬田村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億485万9,000円と定めるものです。

5ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

上段、1款1項1目1節水道料金使用料4,950万9,000円は、実績を基に推計して計上しております。

中段、2款1項1目1節一般会計繰入金5,488万円は、昨年度より791万8,000円を減額計上しております。主に、簡易水道事業公営企業会計法適用化支援業務委託料の減額になっております。

6ページをお開きください。

歳出について説明いたします。

1款1項1目10節需用費、光熱水費172万8,000円は、浄水場の電気料を計上しております。

その下、修繕料141万4,000円は、浄水場等の修繕料を計上しております。

7ページをお開きください。

12節委託料、水質検査業務委託料152万5,000円は、浄水の水質検査及び原水の水質検査の業務委託料を計上しております。

その下、蓬田村簡易水道事業公営企業会計法適用化支援業務委託料402万円は、公営企

業会計のシステム構築と仮運用するための業務委託料を計上しております。

その下、13節使用料及び賃借料、水道パソコンリース料245万円は、昨年度と同額を計上しております。

その下、14節工事請負費、水道維持管理工事費200万円は、新規に水道メーターを設置した場合の自動検針装置等の取付けや施設の維持管理工事費を計上しております。

その下、水道メーター定期更新工事費148万7,000円は、阿弥陀川地区と長科地区の一部のメーターを取り付ける工事費を計上しております。

その下、NCU及び表示器定期更新工事費243万円は、阿弥陀川地区と長科地区の一部の自動検針装置及び表示器を取り付ける工事費を計上しております。

8ページをお開きください。

17節備品購入費、メーター購入費740万5,000円は、阿弥陀川地区と長科地区の一部の更新するメーター、自動検針装置、表示器等の購入費を計上しております。

説明は以上になります。

○柿崎委員長 次に、議案第16号令和5年度蓬田村介護保険特別会計予算（案）を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○佐藤住民課長 議案第16号、令和5年度蓬田村の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,999万4,000円と定めるものでございます。

7ページをお開き願います。

歳入になります。

1款1項介護保険料7,588万8,000円を計上しております。第1号被保険者については、第8期介護保険事業計画より計画値1,063名を対象で、1段階から3段階までの低所得者に対しては軽減措置を取っています。対象者は469名の約687万4,000円ほどを軽減しております。

9ページをお開き願います。

6款1項一般会計繰入金9,796万5,000円を計上しております。主にサービス給付費、予防事業の支援事業、低所得者への保険料軽減などを充当しております。

続きまして、13ページ。

中段、歳出になります。

1 款 4 項 1 目 12 節 介護保険事業計画等策定業務委託料 243 万 4,000 円を計上しております。これは、第 9 期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定のための予算となっております。

続きまして、13 ページの下段から 15 ページまでについてになります。

2 款 1 項 介護サービス等諸費 1 目 居宅介護サービス給付費 1 億 1,112 万円から 15 ページの 10 目までの特例居宅介護サービス計画給付費 1,000 円まで合わせて、3 億 8,981 万 6,000 円を計上しております。主に自宅でのサービスやグループホームでのサービス、たんぽぽ、蓬生園などの老人施設でのサービスなどとなっております。

21 ページ中段から 23 ページ上段になります。

3 款 3 項 包括的支援事業・任意事業費 1 目 介護予防ケアマネジメント事業費 861 万 3,000 円から、23 ページ、6 目 地域ケア会議推進事業費 6 万円まで、合わせて 1,854 万 7,000 円を計上しております。これは、65 歳以上の高齢者の総合相談やケアマネジメント、権利擁護に取り組むための地域支援包括支援センター運営事業委託料となっております。

また、生活支援体制整備事業では、村の社会福祉協議会に委託をし、人件費分、正職員とパート分の 2 名分で 188 万 3,000 円の増となっております。農福連携事業では、トマト、タマネギの作業で 1 日 3 時間程度のボランティア活動を行っております。

歳入の 3 款から 6 款までは、主に居宅、グループホーム、老人施設サービス給付費や、包括支援センター運営費、生活支援事業、予防事業等に充当しております。

説明は以上となります。

○柿崎委員長 次に、議案第 17 号 令和 5 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算（案）を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○佐藤住民課長 議案第 17 号、令和 5 年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,839 万 2,000 円と定めるものがございます。

5 ページをお開き願います。

歳入になります。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料2,156万3,000円を計上しております。後期高齢者保険料負担では、特別徴収分、普通徴収分で昨年より10万円ほど減額しております。広域連合よりの試算の資料に基づいて計上しました。

続きまして、7ページをお開き願います。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目12節後期高齢者特定健診診査委託料207万4,000円を計上しております。集団分として140名、個別分として60名の200名を予定しております。支出は国保連に委託しています。補助率は10分の10となっております。

続きまして、8ページの下段になります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金7,657万4,000円を計上しております。内訳は、事務費納付金、広域連合の経費として290万円。保険料等納付金で、保険基盤安定負担金低減措置を取っていますが、これに1,282万7,160円。保険料負担金2,156万5,700円。合わせて3,439万3,000円としております。療養給付費納付金3,928万1,000円は、広域連合試算で各市町村の納付負担金として300万円ほど減っています。後期高齢者医療は、広域連合の試算により概算予算で翌年度精算方式となっております。

また、2 款、3 款、4 款の歳入予算は歳出予算に充当となっております。

説明は以上となります。

○柿崎委員長 以上で、議案第13号令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計予算（案）から議案第17号令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算（案）までの5案の説明は終わりました。

それでは、議案第12号令和5年度蓬田村一般会計予算案を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割で行います。

まず、31ページまでの歳入全般について質問を行います。なお、質問は簡潔にお願いします。2番川崎委員。

○川崎委員 19ページをお聞き願いたいです。

13款1項の3目の土木使用料ですけれども、1の住宅使用料とあり、戸建て住宅使用料が昨年よりもちょっと収入が減っておりますけれども、今現在のよもつと団地なり、戸建て住宅の使用率はどのようになっているかお聞きします。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 現在、宮本団地は30戸に対して25戸入っております。使用率は83%、よ

もっと団地については50戸に対して48戸入っております。使用率は96%となっております。

以上です。

○柿崎委員長 川崎委員。

○川崎委員 今、電気料も高くなって、よもっと団地のほうはオール電化ということなんですけれども、その点で住んでいる方からちょっと賃料の相談とか来ていますか。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 現在、賃料の相談等は来ておりません。

○柿崎委員長 ほかに質問。3番久慈省悟委員。

○久慈委員 同じく、13款の住宅使用料滞納分ということで49万円ありますけれども、保証人つけていると思うんですが、また保証人のほうからもその辺を説明して徴収とかも考えているとは思いますが、入居する際にこのように行政に迷惑をかけないような、そういう誓約書みたいなものは村としてサインもらっているのか。そういうのがあるのか、ないのかお伺いいたします。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 そういう誓約書については、もらっておりません。

○柿崎委員長 久慈省悟委員。

○久慈委員 やはり低料金で、低収入の方々に、こういうふうに住宅を促進しているわけですから、やはりみんなの力を、全ての村民の力を借りてそういうふうに住まわせていただいているということになるわけですね。ですから、ぜひ村としても入居の際に迷惑かけませんと、私たちちゃんと滞納せず払いますという、やはり誓約書があったほうがいいのではないかと、そのように思いますが、その辺の考えをお伺いいたします。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 入居する方々、最初には多分滞納するとは思っていないで入居していると思います。その誓約書等については、取るということではなく、私たちのほうで滞納する方へは連絡を取って幾らでも納めてもらうよう努力しておりますので、そういう形で進めて、今までと同じように進めていきたいと思っております。

○柿崎委員長 久慈省悟委員。

○久慈委員 そういう誓約書があるとか、ないとかの問題ではないと思うんですけれども、やはり職員の方にも滞納あればそのように迷惑がかかるわけですね。少しずつそうい

うふうに支払ってくださいと徴収に尋ねていかなきゃならない。そういう状況によって自分たちの仕事も増えるわけですから、民間のアパートで考えればそういうふうには、例えば3か月滞納となれば民間は置いておかないわけですね。出ていってもらおうという形になると思うんですけども、私たちは行政ですから地域住民にそういうことは全く言えなくなるわけで、やはりそういうこれからのどんどんまた住宅も必要になってくるのかなという思いもありますし、村長もまた何ていうんですか、所得を低所得者向けではないような促進住宅も必要だなという思いの中で村長もいると思いますので、やはりそういうときにいろんな方のお世話でそうふうに税というもので、やはり建設しているわけですから、やはりそういうふうに戒めていただかないといけないと思いますので、今後はそういうやはり文章の文言にも携われてサインを頂く。そうすればまた、ああ、サインしてしまっているんだなという思いの中でやはり入居者も少しは自分を戒めるようになるのではないかなと。ぜひこれからはそういう作戦というか、そういう方法も念頭に入れていただきたいなと思います。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。2番川崎委員。

○川崎委員 24ページお聞き願いたいです。

15款2項県の補助金1項の総務費県補助金ということで、ポツのところに青森県元気な地域づくり支援事業費補助金、あおもり移住支援事業補助金、移住・交流推進重点事業補助金とありますけれども、これはどのようなものに使う予定でしたか。お願いします。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 青森県元気な地域づくり支援事業費補助金でありますけれども、これは歳出側では、移住定住促進PR動画、パンフレットの作成業務の委託ということで、この事業に充当してはおります。充当率は県のほうで3分の2の充当ということで、持ち出しは3分の1になります。

それから、移住・交流推進重点事業費助成金100万円見ておりますけれども、これに関しては移住の相談用の装飾用品の作成業務ということで、首都圏で年に2回ほど移住のフェア、青森県でやっているわけですが、それを開催するとき、のぼり旗とか、開催者のほうに見せる資料の関係とか、そういうものの作成をしないと、ちょっとその移住の相談に参加した際、目立たないということで、そういうPR用品のものに関して財源を充当してつくるということで、テーブルクロスとか椅子カバー、それからの

ぼり旗とかをつくるほうの予算にあてがう予定でございます。

それから、あおもり移住支援事業補助金225万円ですけれども、これは県のほうの事業がありまして、特定の条件で該当するものを、移住した際に県のほうから補助金が出るということで、その部分で移住があってもなくても取りあえず予算化をしているということで225万円見ております。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に歳出に入ります。

議会費、総務費で32ページから58ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。

58ページまでです。1番小鹿委員。

○小鹿委員 46ページお願いします。

2款1項の11目の地籍調査費のことですけれども、332万9,000円という予算計上があって、地籍図修正及び筆界測量等委託料とありますけれども、昨日説明あったんですけども、これは村内の筆界未定地がすごくあると思うんですけども、その解消につながっていくことになるのか、お伺いします。

○柿崎委員長 税務課長。

○高田税務課長 今回、令和5年度の当初予算で計上させていただきました委託料についての考え方ですけれども、第一としては、村の所有する土地に対して筆界未定と現在なっているものに対しての村の財産を明確にし、財産を守るという趣旨での予算となります。委員おっしゃった、村内に多数存在する筆界未定地の解消に対しての考え方は、村が関与する土地に対しての部分については今同様の考え方とし、所有者が個人同士での筆界未定地に対しては個人同士の協議において解消されるものだということでの整理をしております。そういう場合は、村は介入しないという考え方でございます。

以上です。

○柿崎委員長 1番小鹿委員。

○小鹿委員 説明は分かりました。50年に1回ぐらい、その筆界未定というものの解消のためばかりでないんですけども、そういう登記上のものを明確にしていくというような作業が、以前の話ですけれどもあると聞いていたんですけども、そのようなことを国でやるようなことは情報ありますか。

○柿崎委員長 税務課長。

○高田税務課長 現在のところ、そういう情報はつかんでございません。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問。3番久慈省悟委員。

○久慈委員 37ページをお開きください。

2款、21節の上なんですけれども、この高根自治会共同通信施設改修事業費145万8,000円載っておりますけれども、これは共同アンテナのことだと思んですが、少し詳しく説明していただきたいんですけれども。テレビの共同アンテナに対して、またはそれ以外の部品とかそういうが入っているのか。または、全県でどのくらいあるのか。ご説明お願いいたします。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 高根自治会共同受信施設改修事業費の助成金ということで、総額が292万1,500円ということで、高根自治会さんのほうから、自分たちで利用している人から毎月だか、それはちょっと分かりませんが、定期的に積立てをしたりして準備はしていたんですけれども、ちょっと金額的に間に合わなくなっているということで相談を受けました。それで見積りが292万1,500円ということを示されたわけで、これは高根自治会自体の地区が難聴、テレビの難聴地域に一応なっているみたいなんです。個々に、うちにアンテナを立てても地上波のテレビを受信できないということで、受信のできるちょっと高台のところにテレビのアンテナをつけまして、そこで受信した電波を各家庭のほうにケーブルで配線をしてテレビを見ているというようなシステムになっているそうで、今の機械をつけたのが約10年ほど前らしいんですが、当時そのぐらいの金額で、その300万円程度の金額でもっと安くつけていたみたいなんです。現在の見積りをもらうとその300万円近くなっているということで、自分たちも準備してましたけれどもちょっと資金が足りないで何とかしていただけないのかということを受けまして、財源は過疎債を一応入れるということで、難聴地域でもありますし、そういう部分を入れて2分の1の補助をして助成金として出すということで役場のほうでは決めたものでございます。配線されている件数ですけれども、ちょっとそこら辺のデータはちょっとないんですが、システム自体を全部取替えてしまうと。アンテナから受信装置からそこは全部取替えてしまうということで、300万円ほどかかるものに対しての助成金となります。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 47ページをお願いします。

2款1項の新庁舎の関係ですけれども、14節工事請負費の新庁舎等建設用地造成工事費1億2,850万2,000円。これは今の庁舎の建設用地のところに盛土をすることだと思えますけれども、この盛土はどこから運ぶのか。それと、この積算の根拠になったその簡単でいいですけれども、例えば大型ダンプであれば何百台ぐらいの量になるものか、お伺いします。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 まだその入札も何もしていませんので、その土自体をどこから幾ら持ってくるかということは、その落札した業者さんが多分決めることになるかと思われま。ただ、玉松台のほうに村の残土置場のほうに置いている土、再利用できるような土もありますので、それが約5,000立米ほど。たしか全体で2万7,000、2万2,000立米数が入るわけで、その部分の5,000立米分はその部分の土を使ってくださいということは条件づけの1つになりますけれども。それはそこから必ず運んで使ってもらおうと。残りのその2万2,000立米なれば、地元にも土砂取り場ありますので、そこからやるのか、それとも市内のほうから運んでくるのか、そこら辺に関してはちょっと分からないということになります。入札しないと。というのは、それに関してその立米数、たしか10トンダンプで7立米でしたっけ、何か積載量でいくと、それで割り返しすると2万2,000を7立米で割れば出てくるという台数になると思うんですが、1日当たりに直すと大体その10トンダンプでいくと25台から30台分の分量を走らせないと、その工期の期間内には土砂のその土盛りの分の土の運搬の量には間に合わないということになってございます。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。2番川崎委員。

○川崎委員 42ページですけれども、2款1項総務管理費の8目の企画費の7節の報償費です。一番ポツの下の地域おこし協力隊インターン報償費とありますけれども、それはどのような内容でやるのか説明をお願いいたします。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 地域おこし協力隊インターン事業ということで、220万8,000円予算取ってございます。これに関しては、少子高齢化や働き世代の人口流出が進んでいる中、外

部人材の登用や誘致もなく地域の手が圧倒的に不足しているということが現状でございます。その課題を解決するために、この地域おこし協力隊インターンというのを設立しまして、夏休み期間の間、大学生を対象に2名ほどを2週間から3か月ぐらいの間で実際にトマト農家の支援のための業務をしてもらったり、蓬田村からSNSでインターネットのほうに情報発信をもらう。それから広報紙、広報よもぎたとかの雑誌のコラムの作成とかをしてもらいまして、地域外からの人材が来ることに対する抵抗感を軽減すると。それと一緒に農家の人手不足を解消するのも兼ねてございまして、いずれにしろその大学生が社会に出るときに、例えばその農業をやりたいとかっていうその部分も出てくる可能性もございまして、その受け入れる側の農家のハードルも下がるのではないかと。そういう思惑もありましてこの事業を進めて、将来的にはその地域おこし協力隊という形の部分で隊をつくって立ち上げて、その情報発信の一つの手段としていきたいということを計画してございまして、この予算を計上してございます。

以上です。

○柿崎委員長 川崎憲二委員。

○川崎委員 他県でもいろいろ地域おこし隊等をやっておりますけれども、これ、その地域おこし協力隊に手を挙げるといふか、募集の人、どういう方を対象におこし隊を募集するのか。その辺はどういうふうな考えでいるのか教えてください。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 協力隊のほうの人に関しては、大学生を今、一応対象にしてございまして、受け入れる側の話。（「普通おこし隊であれば、移住する人とかそういう人がまずこちらのほうに来て、まず」の声あり）

○柿崎委員長 すみません。ちょっと挙手してお願いします。

○川崎委員 地域おこし協力隊というのは、大体こう、移住希望者とか、そういう村をPRしたいという方が恐らく協力隊という形で来ると思うんですけども、今回の大学生、そういう学生を主体に協力隊になってもらうというそういう感じであれなんですけれど。例えば、こっちであれば、移住者がまだいるので、移住した人いるので、トマト農家がいるので、その人たちがやるとかでなくて、大学生とかをやるということですか。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 先ほども説明しましたけれども、これ協力隊のインターンということで、まだ協力隊にはならないと。その協力隊の一步手前の部分をつくるための事業でござい

まして、実際その移住されてしまっている方は、もう農作業とか忙しいわけで、そういうのは後でその地域おこし隊の隊員にはその助言とかアドバイスしてもらうのは多分これから出てくると思いますので、新規でこれから社会に出る予定の、例えば大学生とか、あとその今の、今どきの若者ですので、例えばITの関係とか、IoTの関係とか、そういう情報発信に割と慣れている方を対象にして、まずその一旦地域おこし隊というものに慣れてもらうと。そういう部分を考えまして、一応対象はあくまでもその大学生を対象にしていると。それで、例えばその手を挙げる人が必ず移住しなければいけないかというのは、そういう制約はございません。どなたでもまず情報発信できて、興味のある人に関してはどんどん来てもらってその体験をしてもらうと。その体験してもらった人の中から地域おこし隊の隊員になれる人が出てくれば、その人をがっちりつかんで活用をして蓬田村の農業なり、村の魅力なりを村外、地域外にどんどん情報発信していただくと。そういうことを考えまして、この部分の地域おこし協力隊のインターンということで、一応今のこれはお試しでやるということの事業でございます。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に、民生費、衛生費、労働費で58ページから74ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 64ページに、13節に国民年金システム賃借料ってありますけれども、国民年金のことでちょっとお聞きしたいんですけれども。国民年金を実際村内に住んでいる方が納めていない人とかそういうのは村役場では把握できるのでしょうか。

○柿崎委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 お答えします。

まず、この年金の事務取扱費の使用料及び賃借料ですけれども、これ内容は国民年金の機器の賃借料としています。年金の資格や納付などの情報などのことです。

年金が納めていない人などの情報ですけれども、これは年金機構のほうに一括でもっていきますので、うちほうでは年金の学生等が猶予を持って納めないとか、そういうふうなの猶予の関係や資格の問題のものは年金機構とやり取りをして、情報化をして、書類を送ったりそういうふうなことをしてますけれども、その納めていないとかそういうふうなのはちょっとうちほうでは捉えていない状況です。

○柿崎委員長 坂本委員。

○坂本委員 ありがとうございます。ただ、この年金については昔から強制加入ということになっているので、納めないと最悪の場合、差押えをかけられるというほどのもので、税金の滞納と同じレベルのものなんですよね。ですから、納めない人の理由は年金、国民年金は30年、40年後崩壊して自分たちはもらえないという、そういう変なうわさを信用して納めないという人も中にはあったわけです。でも、私はこういうデマを流したというのも、マスコミもよくあるわけですが、ぜひ村長にもお願いしたいのは、年金は崩壊することはないので、ぜひ自分の将来のために、ぜひ納めてほしいということをもっと強くアピールしてほしいわけです。というのも、月1万6,000幾ら負担があっても、かなり高い負担で大変なわけです、これ実際ね。しかし私が強調したいのは、自分が月1万6,000幾らの保険料を支払うということは、国も同じ金額1万6,000幾らを半分負担をしているということ。これをほとんどの人が知らないということではないかなと思っているわけです。ですから、保険料を納めない人は、毎月1万6,000円損しているということにもなるわけで、この辺のことをもっと宣伝をして、納めれば半分、国からももらえるんだよということをアピールして、ぜひ65歳以上になったときに年金が皆もらえるようにしてもらいたい。65歳になったときに年金を掛けていないともらえないで、最終的には生活保護しか生きる道がなくなるわけですから、その辺をもうちょっと村としても、この辺のことも宣伝をしてほしいなと思うので、村長答弁をお願いしたいと思います。

○柿崎委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 お答えします。

委員おっしゃるとおりです。今現在は年金機構のほうから文書で来まして、広報紙や、それからあとうちほうのホームページ等のほうには掲載している状況です。担当者のほうに回覧等でも今後は回して、そういうふうな手続が大事だということを広報したいと思いますので、よろしくお願いします。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。3番久慈省悟委員。

○久慈委員 65ページお聞きください。

3款19節出産・子育て応援給付金給付費115万円載っておりますが、先日、国保の場合40万8,000円から48万8,000円まで上がったという分娩費に対しての説明がございましたけれども、ここで言う出産・子育てというのは、これ国からの給付金になるというこ

とで、1人当たりどのぐらいの金額を給付して、何名分として115万円乗っかっているのかお伺いいたします。

○柿崎委員長 健康福祉課長。

○高谷健康福祉課長 出産・子育て応援給付金として出産まず、出産応援給付金の方は妊娠届をされて保健師と面談された方が対象となるんですけども、こちらのほうは10人分見ておまして1人5万円となっております。

また、子育て応援給付金に関しては、出生届があった後に面談、保健師と面談をされた方が対象となりまして、13人分を見ておまして、こちらも1人5万円となっております。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。2番川崎委員。

○川崎委員 61ページをお開きください。

3款1項1目18節の負担金補助及び交付金で、ポツの2番目です。蓬田村社会福祉協議会補助金ということで、昨日も説明ありまして、981万3,000円の中のうち697万6,000円ほどがまず人件費だと。それで、職員の増またはパートの増ということで説明ありましたが、確かに社会福祉協議会は村にもなくてはならない協議会だと思っておりますが、今現在、村で社会福祉協議会との関わり、話によると理事からも外れているという状況もあると思うんですが、どういうつながりがあるのかお聞きしたいです。

○柿崎委員長 健康福祉課長。

○高谷健康福祉課長 どういうつながりということなんですけれども、社会福祉協議会に対しては、人件費と運営費等の補助を行っているところであり、また、社会福祉協議会がやる事業についてはこちらでもサポートし、また介護関係のほうの予防事業などを社会福祉協議会が委託していることもあり、そちらのほうでの協力体制などを取っております。

以上です。

○柿崎委員長 川崎委員。

○川崎委員 いろいろ事業に補助なりやっておりますけれども、やはりこの人件費で697万6,000円ほどとなると、結構な額の補助金で、学校給食を無償化ぐらいになる金額です。やはり補助金だけ出すとか、そういうのはいいんですけども、やはり運営にもこれだけ補助するのであれば運営にもやっぱり携わって、またやっぱりこの理事なり、今

抜けていると思うんですけども、そこにやっぱり条件として、村も入って一緒にやっ
ていかないといけないと思うんですが、その辺はどう、村長はどういう考えでいるかち
よっとお聞きしたいです。

○柿崎委員長 村長。

○久慈村長 今、議論いただきました内容でちょっとだけ補足します。今のこの社会福祉
協議会に対する補助金に対して六百何万という人件費、そのほかに介護保険料で先ほど
説明いたしましたけれど、介護保険事業の中で750万円の生活支援ございますけれども、
そのほかに500万円ぐらいがそれの中から人件費があって、トータルで大体1,100万円か
ら200万円の人件費が社会福祉協議会で必要だということでもあります。私もその内容で
社会福祉協議会から要望を受けました。受けましたが、社会福祉協議会の本来の事務事
業、これらについては、例えば職員2名なら2名の中でやるべきだし、介護保険で、例
えばその事業を回さなきゃいけないのであれば、いわゆる会計年度職員ですか、言わば
パートですよ。その職員を雇って、その人件費の中でやるべきである。これはあまり
効率という話はしたくないんですけども、福祉事業において効率がいいとか悪いとか
言いたくないんですが、こちらから、村から委託している250万円ぐらいの事業に対し
て、人件費で1,200万円なりの人件費がかかるというのはあまりにも不効率だというふ
うに私は思いまして、できれば正職員2名に、パート1名という体制で、それを消化し
てほしいと。実際には、正職員3名、パート職員1名の要求が来ましたが、それは
ちょっと過剰だということで押さえさせてもらいました。私どもとしては、これから
だんだん年寄りが増えてくることも考え、年寄りが増えてくるって失礼ですけども、
増加してくると、それから少子高齢化で人口減少がしてくる。そうすると村の財政構
造はやっぱり収入が下がってくるということを考えますので、できれば経常経費を抑え
て、将来ともこの村が存続できるような、そういう考え方をしてお互い頑張っていだ
きたいと、私はこう思っています。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ございませんか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 74ページをお願いします。

4款1項13目の12節ですけども、これ昨日課長の説明あったんだけど、私ちょっ
と聞き逃した部分もあったんで。この新型コロナウイルスワクチンの接種委託料、この
対象者、もう1回説明してもらえませんか。お願いします。

○柿崎委員長 健康福祉課長。

○高谷健康福祉課長 現在、新型コロナウイルスワクチンを打つことができるのは、6か月以上の方となっておりますので、この接種委託料の部分には6か月以上の方々が1回打つ分を計上しております。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。6番吉田委員。

○吉田委員 66ページの保育所費について質問なんですけれども、当初予算で去年から比べて240万円ぐらい減っています。もう令和3年度に比べると1,200万円も減っているんですけども、小学校、中学校の学校の管理費は子供が減っても増えている。保育所費は何でこんなに減るのでしょうか。算定の基準を教えてください。

○柿崎委員長 健康福祉課長。

○高谷健康福祉課長 保育所費に関しては、子供の減少などにより、保育園などに入所される方が年々少なくなっております。その関係でこの18節の負担金補助及び交付金の一番上の施設型給付費等負担金の部分の認定こども園などに払う施設給付費の部分が少なくなっておりますので減額となっております。この施設型給付費は年齢に応じて、またその認定こども園の定員などに応じて単価は決まっておりますので、そちらを基に算出しておるんですけども、まずは子供の人数が減っていることで少なくなっております。

以上です。

○柿崎委員長 6番吉田委員。

○吉田委員 今の認定こども園の話ですけども、園そのものは村の所有で経営を外部の業者に委託されていると思っているんですけども、補修とか修繕についてはどういう形でやっているのでしょうか。

○柿崎委員長 健康福祉課長。

○高谷健康福祉課長 よもっと保育園に関しては民営化をしたときに、土地、建物については無償貸与ということにしました。ただ、維持費とかに関する費用だったり、修繕費等に関しては保育園のほうの負担ということで契約のほうを交わしております。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。8番木村委員。

○木村委員 73ページ。

ふれあいセンター費のAEDですけども、これ13万5,000円のリース料ですけども

も、村内にAED 6台ほどありますけれども、トレーニングセンターのAEDが8万6,000円で一番安くなっていますけれども、この安いところからリースするようにすればいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺答弁願います。

○柿崎委員長 健康福祉課長。

○高谷健康福祉課長 金額に関しては今後、また再度契約するときに業者などから見積りなどを取って再度検討していきますが、今現在、このくらいは必要であろうということで当初予算に見ております。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に移る前に暫時休憩しましてトイレ休憩をいたします。再開は11時頃にいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時01分 再開

○柿崎委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

次に、農林水産業費、商工費で74ページから86ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。3番久慈委員。

○久慈委員 78ページをお開きください。

農業振興費1項18節蓬田村農業用機械等導入支援事業補助金1,000万円。この事業は必要性があって今年で4度目になります。今までこの事業を利用して複数の、1人の人が2回とか助成をいただいたことはありますか。また、漏れた人はどういう感じで、どういう理由で漏れているのか。過去3回の事業費の中で、お伺いいたします。

○柿崎委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 1人に2回応募した人ですが、まず半数弱ほどいました。ほぼ皆さん採択されたんですが、この3年間で1人だけ未採択の人、採択条件を満たしていなかったということで1人未採択になっております。

以上です。

○柿崎委員長 3番久慈委員。

○久慈委員 1人1台50万円、助成の金額で言えばあるんですが、1,000万円ですから20

名ほどですけれども、今年4回目で過去2回助成いただいた人が3度の助成というのがあるのでしょうか。

○柿崎委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 今回の事業は、過去3年間からの延長1年ですので、そのままリセットされるわけではなく引き継ぎますので、2回受けられた方は次はないです。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 質問がないようですので、次に、土木費、消防費で87ページから95ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。3番久慈委員。

○久慈委員 94ページお開きください。

2款消防施設費10節修繕費が載っておりますけれども、村の消火栓及び貯水槽がたくさん各自治会にもございます。その消火栓や貯水槽というのは、消防車が給水するためのものですけれども、吸管が届かないような貯水槽とかそういうのも見受けられます。改めて総点検していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 小学校の校庭にあったその防火水槽、実際にその吸管が届かないということで、給水管をずっと道路歩道側に出して、そういう修理、修繕工事しましたけれども、そういうのもありますので、場所を見てそういう部分で消防車からの給水がままならないような場所であれば、それはあくまでも修理するという形で考えていきたいと思えます。

以上です。

○柿崎委員長 質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 91ページの下段の住宅管理費の光熱水費100万1,000円、先ほどの説明、この前の説明でもっと団地、宮本団地の光熱費という説明がありましたけれども、これに関連してちょっとお聞きしたいんですが、現在よもっと団地の待機者というのはいるのでしょうか。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 待機者については、今5名ほどおりますが、2戸に関しては今、2世帯については入居の手続を進めております。待機者は3戸、3世帯というふうになってお

ります。

○柿崎委員長 ほかに質問。久慈省悟委員。

○久慈委員 89ページをお開きください。

2款除排雪費の中で1節に会計年度任用職員報酬、除雪隊の給与が995万円。9名分ですけれども、これ一番最初、除雪隊の方が随分教えてくださいましたけれども、月25万円出ていた。ところが、安くされて、それでも村長の計らいで少し改善された。しかしながら、以前の25万円までは程遠いものがあります。30日丸々出て、さらに日中もやらなければならないときもあります。このように雪がもう降らなくなる、そういう時期は確かに暇にはなりますけれども、もう少しきちんとそういう雇用体制の給与関係に対して、前向きに考えていただけないものか要望がございましたので、あえてお伺いいたします。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 委員おっしゃるとおり、以前は25万円から現在は22万5,000円になっております。私ども今回995万円というのは、委員おっしゃったのも鑑みてですね、あの会計任用制度の勤務時間等を見ますと1日7時間45分で20日間というふうになっておって、その中に時間額という、1,600円というふうになっています。それを計算しまして、今回は隊員に対して24万8,000円。隊長はプラス1万円と、隊長手当ということで、25万8,000円というのと、あと予備分の保守ということで、今回995万円を計上しております。

○柿崎委員長 3番久慈委員。

○久慈委員 今ちょっとやり取りあった中で20万2,000円。それではなく25万幾らの中で計算した金額だということで理解してよろしいですか。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 隊員に対しては24万8,000円、隊長が25万8,000円という形で計算した予算額になっております。

○柿崎委員長 久慈委員。

○久慈委員 じゃあ、今年の11月の中からまた始動すると思いますが、その額で支給するというので間違いありませんね。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 その額で支給していると思っております。

○柿崎委員長 ほかに質問ございませんか。8番木村委員。

○木村委員 94ページをお願いします。

非常備消防費18節蓬田村消防団分団運営交付金80万円ありますけれども、今年から、昨年からでしたか、団員報酬、出動報酬、これは今個人の通帳に振り込まれているというふうに理解していますけれども、今まではこれが全部分団に入って、分団が運営されてきたと思っていますが、今回こういう具合に変わったわけですけれども、分団の運営に関して、各分団でどういうふうな状況になっているのか把握していたら教えていただきたいと思います。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 消防団員の報酬と出動手当等については昨年度、総務省からの指導によりまして、あくまでもそれは個人のものでありますから、個人の通帳に振り込みなさいと。個人に支払いをなさいということで、今年の1月から実際には個人の通帳のほうにお金は送金してございます。また、その前、去年1年間かけて各分団等を入れまして、お話をしながら進めてきたわけですけれども、その中でこの分団の運営費が足りなくなるのではないかというような話もございました。確かに。ただ、中身、その分団の運営費の中身的なものに関しては、実際のその分団の消耗品的なものを買ったりとか、整備したりするほかに、やはりその集まったときの飲み食いする部分もありましたので、その部分に関しての部分を今までは分団の管理されている口座のほうに全員分が振り込みされて、その中からの負担金みたいな形で徴収する形でそういう運営にしたということで、それがなくなるのでちょっと大変になるのではないかというような話もありました。ただ、やはり個人で飲食する部分に関しては、やはり何かその、取るというところもありましたし、しばらく様子を見るというところもありました。今年の先般、消防団の会議を持ったわけですけれども、その中でちょっとその部分で話が出たときの話でいくと、今はその分団自体に積立金がまだ残っているので、当面はその積立金の中でその飲食に関してはやるので、ちょっとそこまではまだ考えていないという分団と、実際にその幾らかはそのたびそのたび負担金として集めるという方式を取るというような形で、2パターンで何か所の分団では対応するという形で、役場のほうにその分団の運営費を増額してほしいという形ではまだそういう話は来ておりません。ということで、そういう2つのパターンで分団では考えているということでした。

以上です。

○柿崎委員長 ほか質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に教育費で95ページから112ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 104ページの中学校の海外研修事業についてお聞きしますが、説明では2学年が対象ということでしたが、これは2年生、3年生という意味でよろしいのでしょうか。

○柿崎委員長 教育課長。

○木村教育課長 新2年生と新3年生になります。

○柿崎委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 同じ日程で同じ場所へ2年、3年生が合同で行くということですか。

○柿崎委員長 教育課長。

○木村教育課長 これ2か年あるのは、まず去年行く予定の2年生が延期となりましたので、まず新3年生と2年生が行くんですが、まず3年生はお盆の夏休みを利用して1回目行くと。それで、2年生は冬休みを利用して行くという形になります。この理由については、3年生はどうしても受験というものがございますので、冬はちょっと行けないという事情がありまして、そういう日程で行うところです。

以上です。

○柿崎委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 研修、修学旅行みたいなものだと思いますが、個人の負担金というのは幾らぐらいかかるのか。それでこの負担金のために行きたい人が行けないという、そういうこともあるのかどうかについてお聞きします。

○柿崎委員長 教育課長。

○木村教育課長 負担金と申しますと、まずパスポートだけは自分で用意していただかないといけない、自分のものですからそれだけはお願しているというところで、あと行けないとなるとやっぱり家庭の事情とか、その辺はちょっとよく分かりません。

以上です。

○柿崎委員長 質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に、災害復旧費、公債費、予備費で112ページから

113ページまでの質疑を行います。質問ございませんか。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 一応、私は日本共産党ということで野党ということになるので、賛成するというわけにはいきません。それで反対討論を毎回同じ主張なんですけど、お聞き願いたいと思います。

まずは、毎年一般会計予算に反対討論しておりますが、特に最近温暖化が進んで明らかに、30年前よりは目に見えて暑くなっているということが実感されます。私は常に学校にもエアコンの設置をするよう求めてきましたが、お金がかかるという理由でこれが実現できていないわけです。子供たちも、夏休み前でもやはり暑いということを訴えています。子供の数が減り続けていますから、子育て支援の一環としてもエアコンの設置はぜひ必要であります。来年度から学校給食費が無償化ということになりました。とてもうれしいことでもあります。

また、滞納が続いている国保税の負担、どうしても軽くしてほしいという住民の訴えが物すごく強いものがあります。村でも一生懸命やっていることではありますけれども、基金もたくさん、28億円近くあって、庁舎に8億、10億を使ったりしても20億ほどは余るわけで、この基金というのは国からの住民に対する交付税が原資になっているわけで、住民に対してもっと生活が楽になるように、ため込むだけではなくて使用するということが必要だと思います。

以上で、反対討論を終わります。

○柿崎委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第12号令和5年度蓬田村一般会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○柿崎委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を議題といたし

ます。

これより歳入歳出全般について質問を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第13号令和5年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○柿崎委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第14号令和5年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○柿崎委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第15号令和5年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○柿崎委員長 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号令和5年度蓬田村介護保険特別会計予算案を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第16号令和5年度蓬田村介護保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○柿崎委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第17号令和5年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○柿崎委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時27分 閉会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 4月28日

予算特別委員長 柿崎 裕 二